

大和市告示第199号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年10月30日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「県事業要綱」という。）」を削る。

第2条第2号を削り、同条第3号中「次条第3号及び第4号」を「次条第2号及び第3号」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条ただし書中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「設置する」を「改修等が完了する」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第2号を削り、同条第3号中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前条第4号」を「前条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 補助の対象者は、補助金の申請を行うに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第5条中「補助事業者」の次に「（規則第6条第2項の補助事業者をいう。）」を加え、「60日」を「30日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、改修費等を伴う補助事業であって、平成27年度中に施設整備に着手し、平成28年度中に完了が見込まれるものについては、当該補助事業の完了した日から30日以内又は平成29年

3月31日のいずれか早い方の日までに提出しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

- 2 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「補助金の交付を受けた」を削り、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱に基づきなされた申請、決定その他の手続は、新要綱に基づきなされた申請、決定その他の手続とみなす。